

防衛研究所達第1号

防衛研究所規則（昭和33年防衛庁訓令第71号）第15条の規定に基づき、防衛研究所の調査研究に関する達を次のように定める。

平成11年4月20日

防衛研究所長 大越 康弘

防衛研究所の調査研究に関する達

改正 平成16年 4月 1日防衛研究所達第2号
平成18年 2月22日防衛研究所達第1号
平成21年 3月31日防衛研究所達第3号
平成21年10月29日防衛研究所達第7号
平成23年 9月 1日防衛研究所達第5号
平成26年 6月20日防衛研究所達第4号
平成27年 4月10日防衛研究所達第1号
平成30年10月15日防衛研究所達第6号
平成31年 3月18日防衛研究所達第1号
令和4年10月27日防衛研究所達第51号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、防衛研究所の調査研究に関して必要な事項を定めるものとする。

（実施区分）

第2条 調査研究の種類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）特別研究

内部部局、統合幕僚監部及び防衛装備庁（以下「内部部局等」という。）の要請を受け、防衛政策の立案及び遂行に寄与することを目的に実施する調査研究をいう。

（２）所指定研究

防衛政策の策定に資することを目的に広範囲な安全保障の観点から実施する調査研究をいう。

（３）基礎研究

研究担当者（調査研究の実施を主たる分掌事務とする職員をいう。以下同じ。）の専門領域及び特性に基づき、広範囲な安全保障の観点から実施する調査研究をいう。

（４）共同研究

安全保障に関する様々な意見に接し、防衛研究所の調査研究能力を向上させることを目的に、所外の機関又は個人と共同で実施する調査研究をいう。

（委託研究）

第 3 条 前条第 1 号及び第 2 号に区分される調査研究は、所外の機関又は個人に委託して実施することができる。

（調査研究の整理）

第 4 条 調査研究には、作成する暦年、調査研究の種類、調査研究の実施部署及び一連番号を示す整理番号を付すこととし、その記載要領は別紙に定めるとおりとする。

（実施期間）

第 5 条 調査研究の実施期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、防衛研究所長（以下「所長」という。）の承認を得た場合においては 1 年を超えることができる。

第 2 章 調査研究に関する指針

（目的）

第 6 条 調査研究に関する指針（以下「指針」という。）は、国の内外の諸情勢及び防衛政策の動向等を踏まえ、防衛研究所における調査研究の方向付けを行うとともに

に、政策研究部、理論研究部、地域研究部、戦史研究センター、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）間の調査研究活動における協力を確保しつつ、適切な調査研究の実施に資することを目的とする。

（作成）

第7条 所長は、原則として作成する年度の12月末日までに指針を示す。

（見直し）

第8条 所長は、内外の情勢及び研究の達成状況等を踏まえて、必要が生じた場合には指針の見直しを指示する。

第3章 調査研究計画

（目的）

第9条 調査研究計画は、指針に基づき、原則として作成する翌年度に実施しようとする特別研究、所指定研究及び基礎研究について、個々にその内容を明らかにすることを目的とする。

（作成）

第10条 調査研究計画（別紙様式第1）は、所長、副所長、研究幹事、企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）、特別研究官（政策シミュレーション担当）、企画部企画調整課長及び研究調整官で構成される調査研究委員会（以下「委員会」という。）が、原則として実施する前年度の3月末日までに作成する。

（見直し）

第11条 委員会は、研究担当者の異動があった場合、調査研究計画外で緊急に対応すべき調査研究項目が提起された場合その他特段の必要が認められる場合は、既定の調査研究の実施期間を含め、必要な範囲で調査研究計画を見直す。ただし、特別研究を中止し、又はその実施期間を延長するときは、内部部局等と協議するものとする。

第4章 調査研究の成果

(調査研究の成果報告)

第12条 各調査研究項目の担当者は、調査研究が完了したときは、所長に対し文書により速やかに成果報告を行わなければならない。

2 前項の報告は、調査研究実施報告書（別紙様式第2）の案及び調査研究成果報告書を添付して行うものとする。

3 所長への報告を了した調査研究成果報告書は、D I I 通信網クローズ系加入システムへの掲載により直ちに発表する。

(実施の報告)

第13条 委員会は、調査研究実施報告書を、原則として実施する年度の3月末日までに作成する。委員会が認めた調査研究実施報告書は、D I I 通信網クローズ系加入システムに掲載する。

(研究成果発表会の実施)

第14条 調査研究の成果の一端を内部部局等及び各幕僚監部（統合幕僚監部を除く。）等の関係者に紹介することにより、関係者の業務遂行上の参考にするとともに、防衛研究所に対する理解を促進することを目的として、必要に応じ、研究成果発表会を実施する。

(研究成果の公表)

第15条 調査研究成果報告書のうち、調査研究の完了後半年を経過しても関連する相応の学術的な部外発表が存在せず、かつ、発表の予定のないものであって、委員会が相当と認めるものは、ホームページへの掲載その他の軽易な手段により公表する。

(研究会の実施)

第16条 第14条に規定する場合のほか、調査研究のため必要なときは、研究会を実施することができる。

2 研究会には、必要に応じ、所外から研究者等を参加させることができるものとする。

第5章 雑則

第17条 この達の実施に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、平成11年4月22日から施行する。
- 2 平成11年度を対象とする調査研究計画に関し、第10条第3項に規定する承認は、同項の規定にかかわらず、平成11年5月末日までに行われるものとする。
- 3 防衛研究所の調査研究計画に関する達（平成6年防衛研究所達第4号）は、廃止する。

附 則（平成16年4月1日防衛研究所達第2号）

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月22日防衛研究所達第1号）

この達は、平成18年2月22日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛研究所達第3号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月29日防衛研究所達第7号）

この達は、平成21年10月29日から施行する。

附 則（平成23年9月1日防衛研究所達第5号）

この達は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成26年6月20日防衛研究所達第4号）

この達は、平成26年6月24日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛研究所達第1号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成30年10月15日防衛研究所達第6号）

この達は、平成30年10月15日から実施する。

附 則（平成31年3月18日防衛研究所達第1号）

この達は、平成31年3月18日から実施する。

附 則（令和4年10月27日防衛研究所達第51号）

この達は、令和4年10月27日から実施する。

整理記号の記載要領

整理記号は、次の配列順序による。

1 作成する暦年（西暦の末尾2けた）

2 達第2条による調査研究の種類

特：特別研究

所：所指定研究

礎：基礎研究

同：共同研究

3 調査研究を実施する部署

政研：政策研究部

理研：理論研究部

地研：地域研究部

戦：戦史研究センター

国図：特別研究官（国際・図書担当）

政シ：特別研究官（政策シミュレーション担当）

委：委託研究

共：共通（複数以上の部署により実施される調査研究）

4 同一暦年における種類別の一連番号

例：19—特—共—1

19—特—政研—3

19—所—理研—2

19—所—地研—5

19—礎—戦—17

19—礎—国図—1

19—特—政シ—1

19—同—地研—1

別紙様式第1（第10条関係）

調 査 研 究 計 画

整理番号	
担当者	
題 目	
計画の概要	
研究実施期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月

別紙様式第2（第12条関係）

調査研究実施報告書

整理番号	
担当者	
題目	
実施の概要	
研究成果（報告書等）	
研究実施期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月